

きゅうながさきえいこくりょう じ かん  
 ① 旧長崎英国領事館

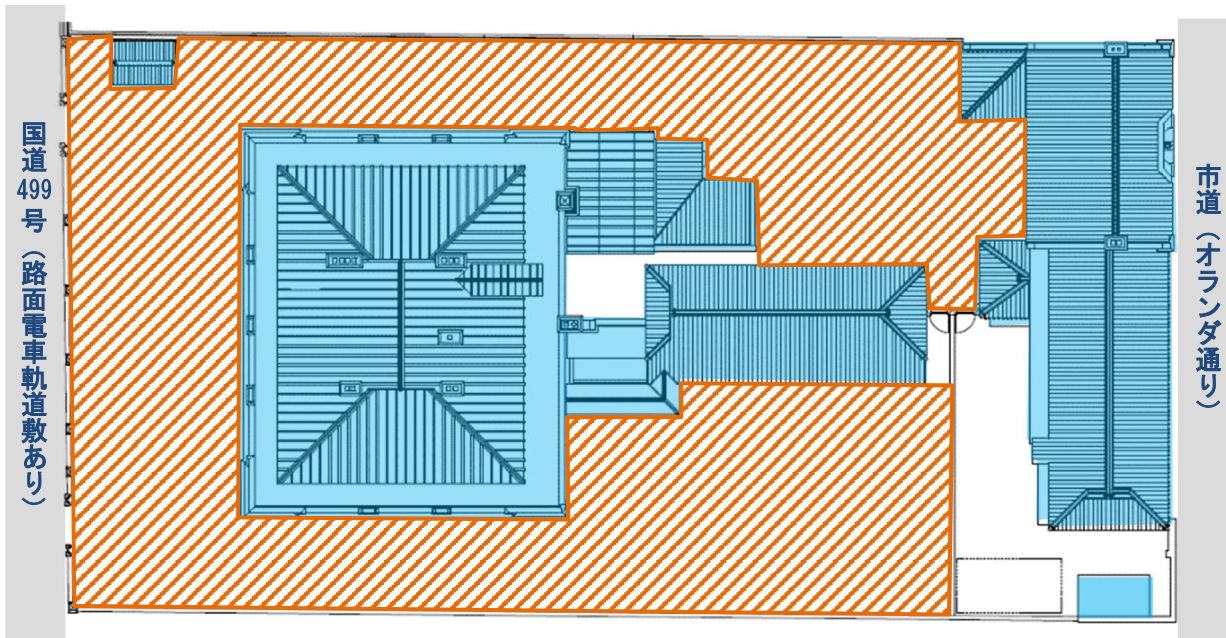
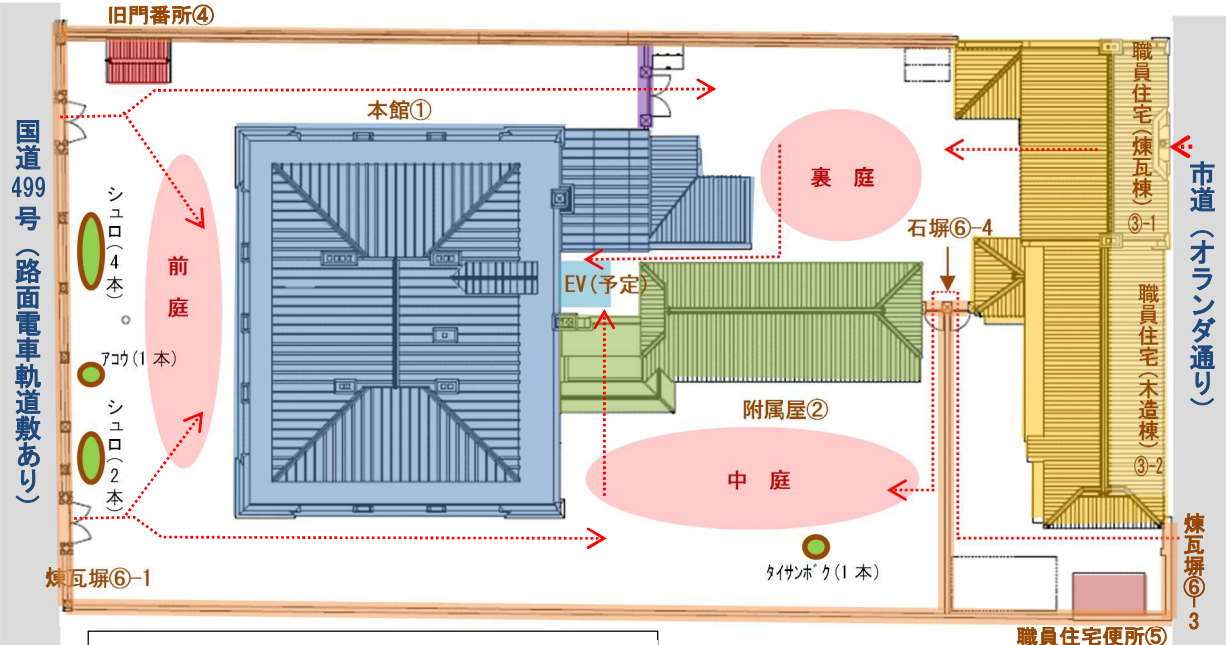


1 概要	
(1) 所在地	長崎市大浦町 1 番 37 号
(2) 建物構造	煉瓦造 2 階建（本館）／煉瓦造平屋建（附属屋）／煉瓦造・木造 2 階建（職員住宅）
(3) 建築面積	本館：464.7 m <sup>2</sup> 、附属屋：109.4 m <sup>2</sup> 、職員住宅：219.7 m <sup>2</sup>
(4) 敷地面積	2,171.00 m <sup>2</sup>
(5) 建築年（時期）	明治 41 年（1908 年）
(6) 文化財指定状況など	国指定重要文化財（D）、伝統的建造物（A） ※アルファベットは別紙 3 と対応
(7) 用途地域・防火地域	商業地域・準防火地域
(8) その他地域条件 （法令制度等）	国選定重要伝統的建造物群保存地区（東山手地区）、東山手・南山手地区景観形成重点地区
(9) 交通アクセス	大浦海岸通電停から徒歩 3 分、メディカルセンターバス停から徒歩 1 分 専用駐車場なし（予定）
(10) 耐震性能	本館：耐震補強、免震構造（予定） 附属屋：耐震補強、免震構造（予定） 職員住宅：耐震補強（予定）
2 沿革	
<p>安政 5 年（1858）諸外国との修好通商条約が結ばれた後、長崎は開港場として自由貿易を開始し、外交事務が始められた。この建物は英国領事館として、上海の英国技師ウィリアム・コーワンが設計、長崎市大浦町の後藤亀太郎が施工し、明治 41 年（1908）に完成した。</p> <p>領事館は第二次世界大戦が激しくなった昭和 17 年（1942）ごろに閉鎖され、昭和 30 年（1955）に長崎市が取得した。昭和 32 年（1957）から長崎市児童科学館、平成 5 年（1993）から長崎市野口彌太郎記念美術館として活用されたが、経年による老朽化のため、平成 19 年（2007）に閉館し、平成 26 年（2014）から保存修理及び耐震補強事業を行っている。</p>	

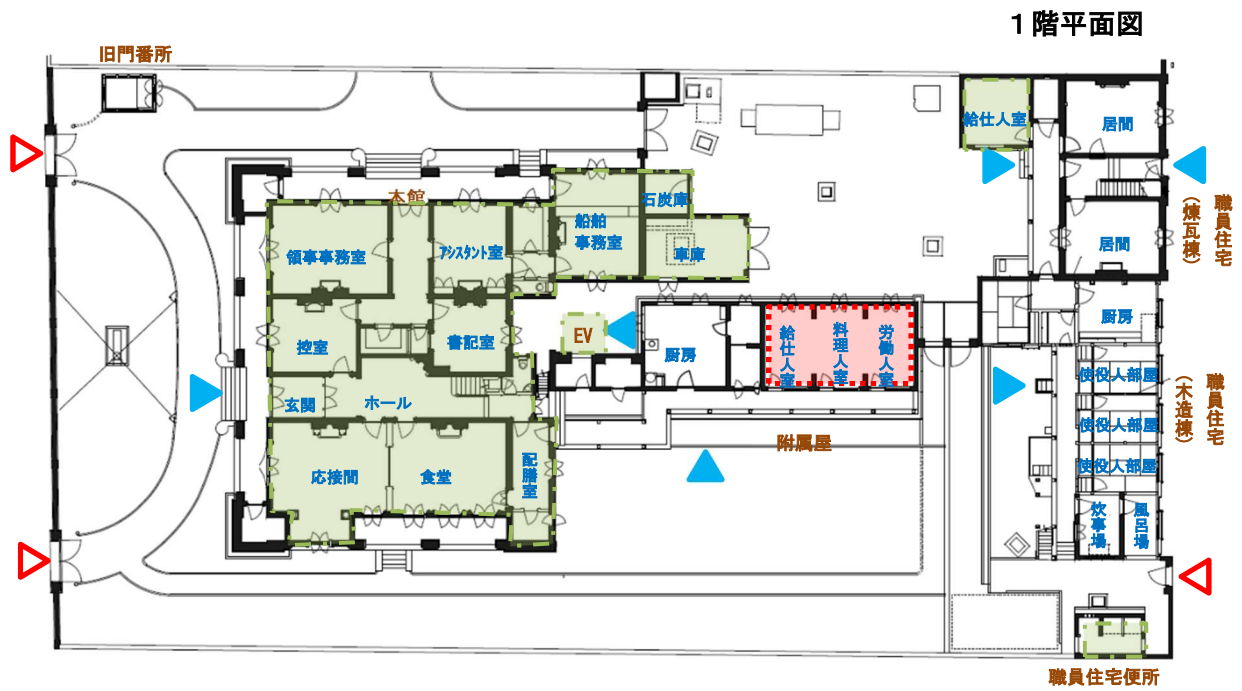
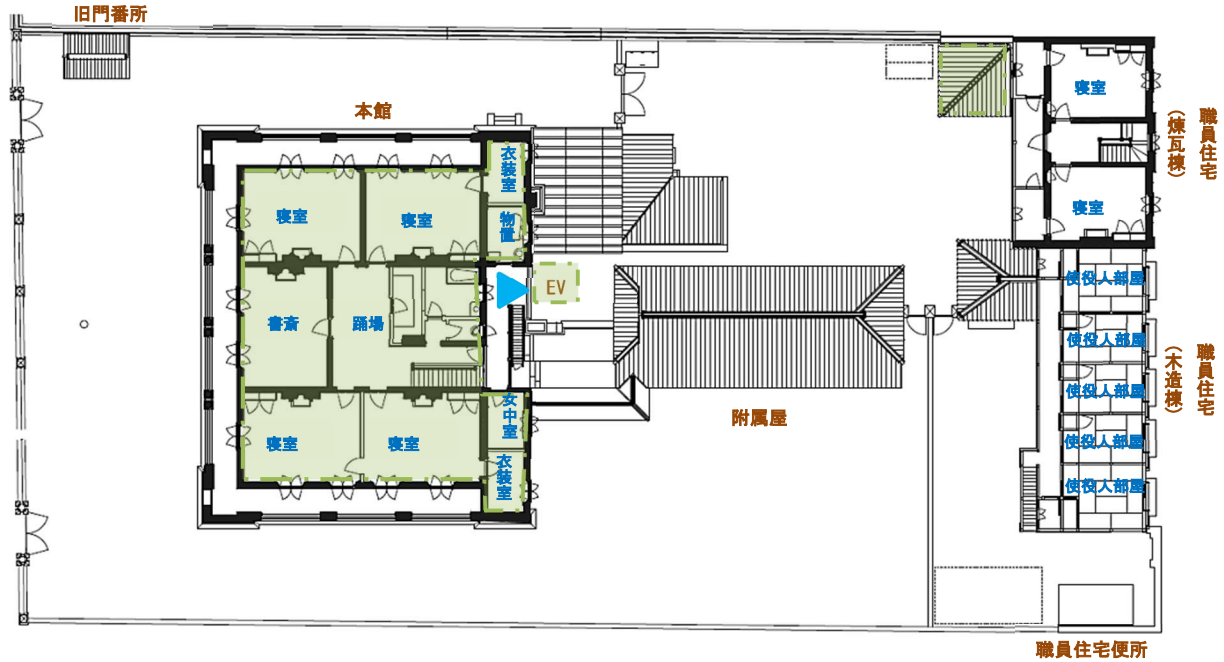
3 活用にかかる特記事項																	
(1)文化財としての 保存の範囲及び 活用等の予定	<p>原則的に、建造物・工作物は外観・内部（内装含む）ともに改変は不可。建造物を傷めず可逆的な改変（フローリングを傷めない絨毯設置など）、設備・備品類の設置や改修は可能。下記一覧における名称に続く番号は、「5 図面（1）配置図」及び「6 写真」に対応する。</p> <p>ただし「5 図面（2）平面図」において赤色点線囲みで示した範囲は、条件付きで内装変更可能。各室の活用方針などは本資料 12 ページ以降の保存活用計画（抜粋）を参照されたい。</p>																
	<table border="1"> <tr> <td>本館①</td> <td>外観・内装の改変は不可。</td> </tr> <tr> <td>附属屋②</td> <td>外観の改変は不可。内装については、現状変更許可を受けたのちに、新規の内壁等を別途設けたうえで内部空間を変更することが可能。</td> </tr> <tr> <td>職員住宅③</td> <td>外観の変更は不可。ただし北側の一部は野口彌太郎記念美術館の収蔵庫として活用する予定（「5（2）平面図」の緑色破線囲みの範囲）。</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>形質の変更（盛土・切土や新規コンクリート打設等）は不可。植栽計画は可能。</td> </tr> <tr> <td>旧門番所④</td> <td>活用方針は未定。</td> </tr> <tr> <td>職員住宅便所⑤</td> <td>多目的便所として活用する予定（「5（2）平面図」の緑色破線囲みの範囲）。</td> </tr> <tr> <td>煉瓦塀及び石塀⑥</td> <td>仕様の変更不可。耐震化予定。</td> </tr> <tr> <td>本館東側仕切門⑦</td> <td>仕様の変更不可。耐震化予定。</td> </tr> </table>	本館①	外観・内装の改変は不可。	附属屋②	外観の改変は不可。内装については、現状変更許可を受けたのちに、新規の内壁等を別途設けたうえで内部空間を変更することが可能。	職員住宅③	外観の変更は不可。ただし北側の一部は野口彌太郎記念美術館の収蔵庫として活用する予定（「5（2）平面図」の緑色破線囲みの範囲）。	土地	形質の変更（盛土・切土や新規コンクリート打設等）は不可。植栽計画は可能。	旧門番所④	活用方針は未定。	職員住宅便所⑤	多目的便所として活用する予定（「5（2）平面図」の緑色破線囲みの範囲）。	煉瓦塀及び石塀⑥	仕様の変更不可。耐震化予定。	本館東側仕切門⑦	仕様の変更不可。耐震化予定。
	本館①	外観・内装の改変は不可。															
	附属屋②	外観の改変は不可。内装については、現状変更許可を受けたのちに、新規の内壁等を別途設けたうえで内部空間を変更することが可能。															
	職員住宅③	外観の変更は不可。ただし北側の一部は野口彌太郎記念美術館の収蔵庫として活用する予定（「5（2）平面図」の緑色破線囲みの範囲）。															
	土地	形質の変更（盛土・切土や新規コンクリート打設等）は不可。植栽計画は可能。															
	旧門番所④	活用方針は未定。															
	職員住宅便所⑤	多目的便所として活用する予定（「5（2）平面図」の緑色破線囲みの範囲）。															
	煉瓦塀及び石塀⑥	仕様の変更不可。耐震化予定。															
本館東側仕切門⑦	仕様の変更不可。耐震化予定。																
4 利用状況ほか																	
(1) 附帯設備 (※は設置・整備の年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気 ※令和 7 年(2025)</li> <li>・上下水道 ※令和 7 年(2025) 便所 8 基（うち多目的便所 1 基）</li> <li>・エレベーター（本館裏） ※令和 7 年(2025)</li> </ul>																
(2) 立地に対する評価	<p>路面電車の沿線上で、平地に位置しアクセスがよく、国道・市道（オランダ通り）の双方から歩行者の進入経路を確保できる。また、松ヶ枝埠頭の近隣に位置し、クルーズ船で来崎する外国人観光客の目に触れやすい。</p> <p>出島・新地中華街とグラバー園・大浦天主堂の中間に位置し、徒歩で移動する観光客の動線上、便がよい場所に立地する。</p>																

5 図面

(1) 配置図



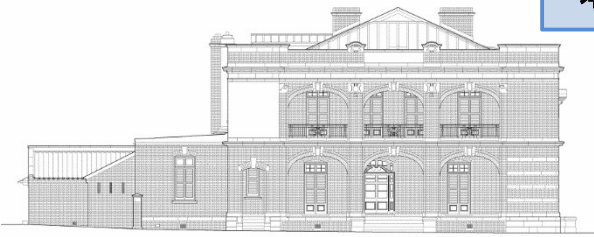
(2) 平面図



- 凡例：
- 条件付きで変更可
  - 展示室・美術館活用範囲（予定・検討中）
  - △ 敷地出入口
  - ▲ 建物出入口
  - （その他の敷地内は活用方法・方針未定）

(3) 立面図 (主要な物件及び主要な面)

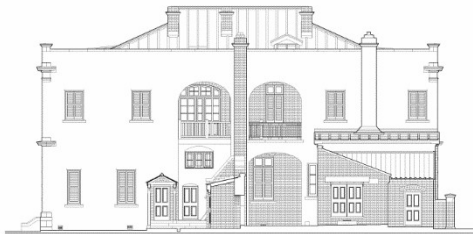
本館



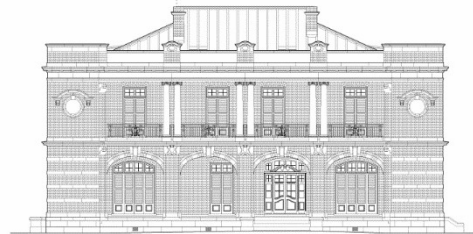
東側立面図



西側立面図



南側立面図



北側立面図

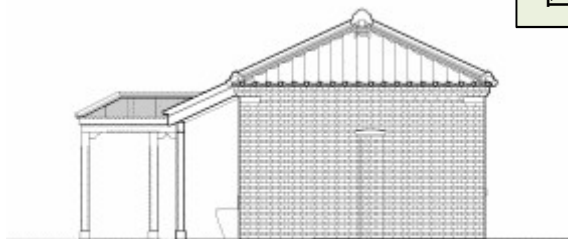
附属屋



東側立面図



西側立面図

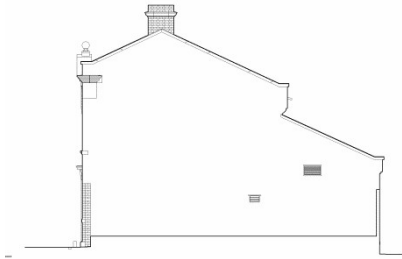


南側立面図



北側立面図

職員住宅



東側立面図



西側立面図



南側立面図

木造棟

煉瓦棟



北側立面図

木造棟

6 写真



① 本館



② 附属屋



③-1 職員住宅・煉瓦棟



③-2 職員住宅・木造棟



④ 旧門番所



⑤ 職員住宅便所



⑥-1 北面煉瓦塙



⑥-2 西面石塙



⑥-3 南西隅煉瓦塙



⑥-4 職員住宅北側仕切石塙



⑦ 本館東側仕切門





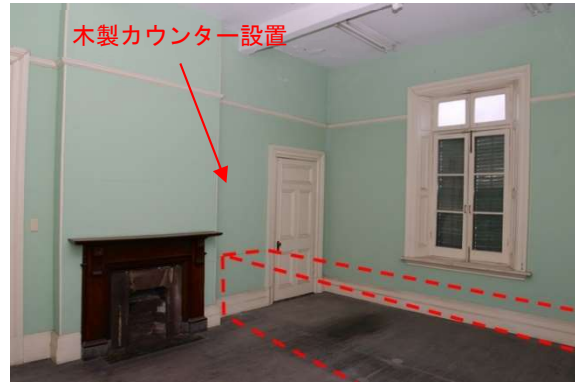
① 本館1階（ホール）



① 本館1階（応接間）



① 本館1階（領事事務室）



① 本館1階（船舶事務室）



① 本館2階（ベランダ）



① 本館2階（踊場）



① 本館 2 階（書齋）



① 本館 2 階（書齋）



① 本館 2 階（寢室）



① 本館 2 階（寢室）



② 附属屋（給仕人室・  
料理人室・労働人室）



② 附属屋（給仕人室・  
料理人室・労働人室）



③-1 職員住宅・煉瓦棟  
1階（居間）



③-1 職員住宅・煉瓦棟  
1階（給仕人室）



③-2 職員住宅・木造棟  
2階（使役人部屋）



③-2 職員住宅・木造棟  
2階（使役人部屋）

7 施設運営の基礎情報																					
(1) 直近の機能	野口彌太郎記念美術館 旧長崎英国領事館の保存修理工事に伴い、平成 19 年度から仮移転 仮移転先：長崎市平野町 7-8 平和会館 1 階																				
(2) 開館時間 及び休館日、 入館料 及び減免規定	9:00 から 17:00 まで（入館は 16:30 まで） 毎週月曜日（祝日の場合は開館）、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで） 一般 100 円／小学生・中学生 50 円（団体※80 円／30 円）※団体 15 人以上 ただし規定の書類を提示した市内在住者などへの減免規定あり 詳細は市ホームページ（下記 URL）参照 <a href="https://www.city.nagasaki.lg.jp/kanko/820000/828000/p028968.html">https://www.city.nagasaki.lg.jp/kanko/820000/828000/p028968.html</a>																				
(3) 入館者数 （単位：人）	<p>ア 旧長崎英国領事館での実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,235</td> <td>10,472</td> <td>10,531</td> <td>9,994</td> <td>12,757</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 仮移転先での実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,175</td> <td>2,045</td> <td>1,963</td> <td>1,125</td> <td>905</td> </tr> </tbody> </table>	H14	H15	H16	H17	H18	10,235	10,472	10,531	9,994	12,757	H29	H30	R1	R2	R3	2,175	2,045	1,963	1,125	905
H14	H15	H16	H17	H18																	
10,235	10,472	10,531	9,994	12,757																	
H29	H30	R1	R2	R3																	
2,175	2,045	1,963	1,125	905																	
(4) 市の収支 （単位：千円）	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支出</td> <td>8,065</td> <td>7,853</td> <td>9,515</td> <td>9,011</td> <td>9,075</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>203</td> <td>153</td> <td>148</td> <td>43</td> <td>46</td> </tr> </tbody> </table> <p>支出：委託料（受付・警備・清掃・展示）、光熱水費、物品修繕費ほか 収入：入館料、模写等使用料、書籍等売上 ※仮移転先での実績</p>		H29	H30	R1	R2	R3	支出	8,065	7,853	9,515	9,011	9,075	収入	203	153	148	43	46		
	H29	H30	R1	R2	R3																
支出	8,065	7,853	9,515	9,011	9,075																
収入	203	153	148	43	46																
(5) 施設修繕費 （単位：千円）	-																				
(6) 運営体制 （1 日あたり）	受付・巡回看視 2 名																				
(7) ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧長崎英国領事館 <a href="https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/190001/192001/p000590.html">https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/190001/192001/p000590.html</a></li> <li>野口彌太郎記念美術館 <a href="https://www.city.nagasaki.lg.jp/kanko/820000/828000/p025651.html">https://www.city.nagasaki.lg.jp/kanko/820000/828000/p025651.html</a></li> </ul>																				

※以降、「重要文化財旧長崎英国領事館保存活用計画」の抜粋を添付

重要文化財  
旧長崎英国領事館保存活用計画

令和3年（2021） 5月

長崎市

## 第5章 活用計画

### 第1節 公開活用計画

#### (1) これまでの経緯と今後の検討の進め方

旧領事館は、現在12か年にわたる保存修理事業が進行中であり、工事完了は令和7年(2025)の予定となっている。今後の旧領事館の公開活用を行うにあたっては、重要文化財建造物として適切に保存し、その姿を良好に保つことを前提に公開するとともに、その価値や歴史を正しく理解できるような展示や活用を行っていく必要がある。一方で、運営には民間活力を導入し、地域の周遊観光の拠点として地域全体の活性化に寄与していくような手法が求められている。

旧領事館の公開活用の検討を行うにあたっては、長崎市の上位関連計画と連携を図りながら、重要文化財単体の価値のみならず、周辺の歴史的風致と一体となった魅力の普及・啓発を図る必要がある。現在、長崎県が「長崎県文化財保存活用大綱」を策定中(令和2年度中に策定予定)であり、長崎市は今後、県の「長崎県文化財保存活用大綱」を踏まえた「長崎市文化財保存活用地域計画(仮称)」の策定を検討していく。さらに長崎市は、「長崎市歴史的風致維持向上計画」における重点区域である「東山手・南山手区域」のグランドデザイン(歴史まちづくり計画)※を策定予定である。活用プランの運営方法等については、市民・地区来訪経験者(観光客)・事業者へのヒアリングやアンケート調査結果及びグランドデザインを踏まえながら検討していく。

#### ※グランドデザイン(歴史まちづくり計画)とアクションプラン(実施計画)

- ・令和2年3月に、主務大臣より長崎市歴史的風致維持向上計画の認定を受けた。重点区域として、東山手・南山手伝統的建造物群保存地区を包含する「東山手・南山手区域」を設定している。
- ・長崎市歴史的風致維持向上計画の中で、事業の実施にあたっては、地域住民や事業者、市民団体等で構成する協議会と長崎市の連携・協働により、地域のグランドデザインと具体的な取り組みに関する計画を策定し、関係者間で十分に調整を図りながら取り組みを進めることとしている。
- ・今後のスケジュールとして、グランドデザイン(歴史まちづくり計画)の策定を経てアクションプラン(実施計画)の策定後、事業の本格的な着手を想定している。
- ・協議会と並行して、長崎市は、業務委託により市民・地区来訪経験者(観光客)・事業者へのヒアリングやアンケート調査及び分析を行い、地区内のゾーンや動線の設定、目指すべき姿の検討などを予定している。

## (2) 活用の基本方針

旧領事館を適切に保存しながら、その価値を理解してもらうため、活用の基本方針を以下のように定める。

### 基本方針 1

#### 重要文化財建造物としての価値や歴史を適切に伝える。

明治後半の洋風建築としての価値や、近代日本外交史の一端を示す旧領事館の歴史的な価値、背景としての旧外国人居留地の歴史や意義を適切に伝える展示を行う。また、保存修理事業によって新たに得られた知見なども展示に活かす。展示を行う際には建造物の理解を妨げないよう配慮するなど、旧領事館の重要文化財建造物としての価値を正しく伝達できるよう情報発信を行う。

### 基本方針 2

#### 領事の仕事や生活を追体験できるような展示及び活用を行う。

領事館時代の姿に復原された旧長崎英国領事館において、当時の領事の仕事や生活がどのようなものであったかを理解できるよう情報発信を行う。

領事の仕事や生活を追体験できるような体験型の活用展示を行うことで、旧領事館の歴史や建物の役割についても正しく伝達できるよう情報発信を行う。

### 基本方針 3

#### 芸術の発信地、人々の交流拠点として活用する。

来館者が長崎ゆかりの文化芸術に親しめるよう、長崎を愛し、晩年まで旧外国人居留地を訪れ作品を残した画家、野口彌太郎に関する展示などを行う<sup>(注1)</sup>とともに、芸術・アートを活用した交流の機会を創出する。

また、旧長崎英国領事館は、長崎港を正面に臨み、旧外国人居留地の東山手町、南山手町などへのアクセスも容易であるため、旧外国人居留地観光のゲートウェイとしての役割を担うとともに長崎を行き交う人々の交流拠点として活用を図り、地域活性化に寄与する。

(注1)：旧領事館は、建物の老朽化に伴い閉館に至るまで、長崎ゆかりの画家である故野口彌太郎が残した作品等を展示する野口彌太郎記念美術館として親しまれてきた経緯がある。これは、長崎市が作品等の寄贈を受けた際に寄贈者と交わした覚書に基づき、旧領事館の活用を図ってきたことによるもので、寄贈者の意向に配慮するとともに観覧施設としての旧領事館の魅力向上に資するため、竣工後においても寄贈品等を展示する美術館としての機能を継続する。ただし、旧領事館に関する展示スペースを確保する観点から、野口彌太郎に関する展示は本館2階のみとする。

### (3) 活用における機能

旧領事館を活用するにあたって必要と想定される機能について、以下に示す。

#### ○展示機能

領事館時代の姿に復原された建物自体の展示、旧領事館及び居留地に関する展示、野口彌太郎の作品等に関する展示を行う機能である。領事館時代の姿に復原した「本館」「附属屋」「職員住宅」など敷地全体が見学可能である。

本館1階には、領事館及び居留地の歴史的価値を発信するため、往時の姿を示す資料などを展示する。また、本館2階には、領事館の歴史的価値を発信しつつ、野口彌太郎が残した絵画、各種創作物やアトリエ、その他関係資料など、長崎ゆかりの文化芸術に関する展示を行い、芸術・アートを活用した交流の機会をつくることで来館者の満足度向上を図る。

併せて、保存修理の内容や工事の状況、領事館として使用されていた時期の状況を室内で感じられるようなデジタルコンテンツを導入する。

#### ○案内・窓口機能

旧領事館への入場、場内の案内、旧外国人居留地エリアに係る情報発信やまち歩き案内サービス等の来客対応等を行う機能である。

旧領事館の外観など敷地全体が見学可能であるため、敷地内に整備する各種サイン等により案内・誘導するとともに、本館事務室を管理室としてスタッフを常駐させて来客者対応を行う。

また、旧領事館の正面性を考慮し、北面敷地入口をメインエントランスとする。展示等を行う本館は有料施設となるため、旧門番所に窓口を設置し、スタッフによる券売または自動券売機によって入館料の徴収を行うこととする。

なお、南面敷地入口は、旧領事館を旧外国人居留地との周遊拠点として活用するためのサブエントランスとする。

#### ○活用空間の提供機能

旧領事館の歴史的空間を活かしたイベント等の開催や多目的利用が可能な空間を提供する機能である。幅広い活用を行うにあたっては、多くの市民や民間事業者の柔軟な発想を取り入れたイベントの開催や活用方法を検討する。

#### ○管理機能

旧領事館を持続的に運用していくために必要な各種の管理（施設や展示物、資材、消耗品の状態点検、補修・修繕・補充、清掃、展示品の交換や収蔵、金銭、利用者、インフラ、セキュリティの管理、事務手続き、電話窓口等）を効果的に行う機能である。

管理機能を持たせるスペースは、来訪者の動線上から外し、原則として来訪者の立ち入りは禁止とする。このような条件から、一般的な事務所設備に加えて、監視カメラのモニターや警報機器類のコントロール盤等も集約配置させ、ある程度の広さが確保できる事務室を管理室として整備することを検討する。このほか、各種資材、展示物等を収蔵する倉庫等も必要であるため、館内に複数箇所整備することを検討する。展示物等の管理方法は別に定める。



#### (4) ゾーニング

活用の基本方針を踏まえ、文化財価値の保存にも十分留意しつつ旧領事館における活用のコンセプト及び全体像を以下のようにゾーニングし、その概要を示す。

##### 【展示ゾーン】

###### 本館 1 階

旧領事館の重要文化財建造物としての価値と、近代日本外交史の一端を示す資料としての価値を適切に伝える展示を行う。また建設当時の姿に復原された室内を体感することで、領事の仕事や生活がどのようなものであったかを理解できるような情報発信を行う。

旧領事館の室内の再現を行う「再現展示」と領事館として使用されていた時代の資料等を展示する「資料展示」が想定される。

###### 本館 2 階

長崎ゆかりの画家である野口彌太郎の作品等を紹介する野口彌太郎記念美術館として活用され、親しまれてきた経緯を踏まえ、野口彌太郎に関する絵画作品や資料等を展示する。

##### 【交流・体験ゾーン】

###### 附属屋

イベントや飲食提供など、旧領事館や旧外国人居留地を散策する来訪者が、英国の雰囲気を感じることができる交流・憩いの場として、外構部分と一体的に活用する。

###### 外構

オープンテラスとして様々なイベントの開催などにも広く活用する。また、敷地内に残る往時の遺構を体感できる場としても活用する。

##### 【多目的ゾーン】

###### 職員住宅

ミュージアムショップや貸室、ギャラリー等、多くの利用者が文化・芸術に親しみ憩うことができる施設として多目的に活用する。

##### 【見学ゾーン】

敷地全体を見学ゾーンとする。

見学のガイダンス機能や情報発信など、幅広い活用を行う場とする。

##### 【管理ゾーン】

旧領事館を適切に維持・管理するための管理機能を持たせるとともに、管理者の拠点として活用する。

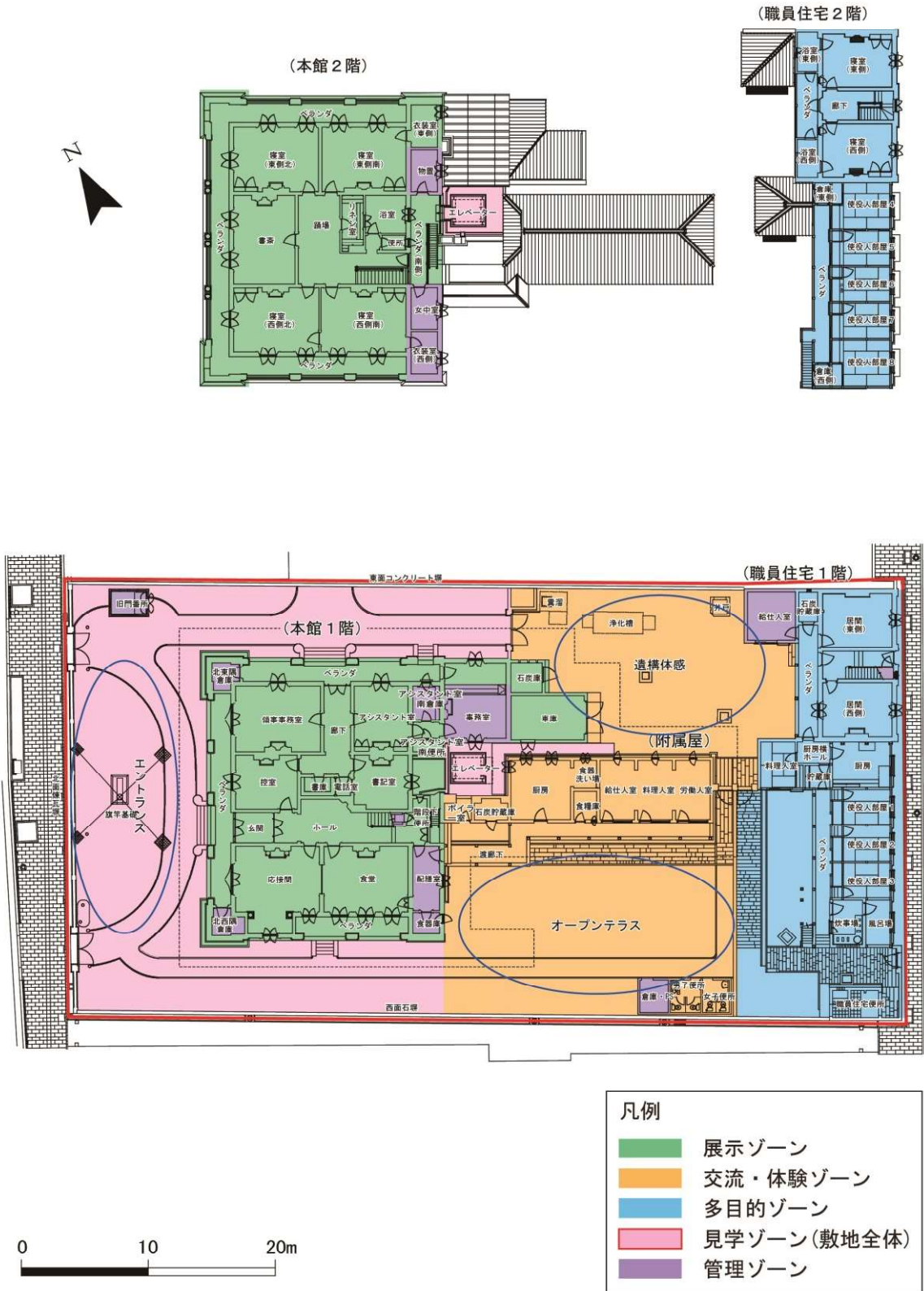


図 34 : ゾーニング図

## (5) ゾーン別活用計画

前述のゾーニングに基づき、旧領事館の活用方法を以下に示す。

### ○展示ゾーン

<活用案>

#### 本館 1 階

- ・旧領事館の建物（室内の復原）自体を見せる「再現展示」と旧領事館の概要や調査成果、保存修理事業概要、旧長崎英国領事館が領事館として使用されていた時期の長崎、旧外国人居留地などについての資料を展示する「資料展示」を行う。また、季節や時期に応じた「企画展示」等も実施する。
- ・車庫及び石炭庫は、動線としては独立しているが、保存修理工事において検出された旧糞溜をはじめ、旧領事館各所の発掘調査成果や保存修復工事の様子などを体感できるスペースとして活用する。
- ・「再現展示」を行う部屋（応接間、食堂）については、閉館時間帯を活用し、予約制のレンタルスペースとしてパーティー、会議室、ロケ地利用といった様々な用途に貸し出すことも検討する。

#### 本館 2 階

- ・旧領事館の価値の発信を行うため、一部の部屋を再現展示するとともに領事の住まいであったことをサイン等で解説する。
- ・野口彌太郎の絵画作品や関連資料を展示する。
- ・書斎は、ベランダの活用を図るため、絵画の展示を行わず、アトリエの再現展示や野口彌太郎の略歴、各種資料類の展示を行う。
- ・常設展示に限らず、旧外国人居留地ゆかりの絵画などを期間を定めて展示する企画展示を行うなど、リピーターの確保も視野に入れた展示工夫を行う。
- ・他の美術館等から所蔵品を借り入れ、特別展示を行う。

### ○交流・体験ゾーン

<活用案>

#### 附属屋

- ・地域活性につなげるとともに、周遊観光の拠点性を向上させるため、飲食の提供も可能な交流・憩いの場とする。
- ・飲食を提供する場合は、アフタヌーンティーなどイギリスらしさを感じることができるメニューを用意するとともに、利用者のニーズに対応し、長崎の郷土料理を扱う喫茶や軽食のほか、酒類の提供も行う。
- ・運営については、様々なアイデアやノウハウを生かすことができるよう、民間活力の導入を検討する。

## 外構

- ・附属屋南西側は、オープンテラスとして附属屋と一体的に活用できるようにするとともに、広い空間を最大限活用したイベント開催の場として活用する。また、屋外便所を新設する。
- ・附属屋北東側は、旧領事館の変遷をたどることができる遺構が多く点在しているため、歴史的空間を体感できる場として活用する。
- ・敷地内の煉瓦塀や西面石塀、東面コンクリート塀等を活用し、照明やプロジェクションマッピング等による効果や演出など、敷地全体での雰囲気醸成を図る。

## ○多目的ゾーン

### <活用案>

#### 職員住宅

- ・職員住宅の価値の発信を行うため、一部の部屋を再現展示するとともに領事館のアシスタントなどが住み込みであったことをサイン等で解説する。
- ・職員住宅（煉瓦造棟）1階居間（東側）をミュージアムショップとして活用する。
- ・貸室やギャラリー、旧外国人居留地周遊の拠点、ワーケーションなど、多目的な活用に資する場とする。
- ・民間活力を導入した多様なアイデアのもと様々な活用方法を採用しながら、学校教育や生涯学習の面でも幅広く活用し、多くの利用者が文化・芸術に親しみ憩う場として活用する。

## ○見学ゾーン

### <活用案>

- ・各建造物等の外観を通常望見するために敷地内全域とする。
- ・本館北西側は、旧領事館のエントランスとして、敷地内のガイドランスや情報発信を行う場として活用する。
- ・本館北西側は、旧領事館のライトアップを行うなど魅力発信の場として活用する。
- ・本館北西側は、往時の遺構である旗竿基礎の見学ができるよう活用する。

## ○管理ゾーン

### <活用案>

- ・旧領事館の適切な維持・管理、防犯対策などのための管理室として活用する。
- ・旧領事館の適切な活用のために必要な備品類の収蔵や管理者の拠点として活用する。
- ・職員住宅（煉瓦造棟）1階給仕人室は、本館2階に展示する野口彌太郎の絵画等を仮置きできる収蔵庫として活用する。
- ・新設する屋外便所の倉庫は、消火設備用のポンプ室としても活用する。